

山形県国土利用計画（第四次）について

◎策 定：平成22年3月

◎基本方針：「地域力を生み育てる県土利用」「安全・安心を確保する県土利用」「循環と共生を重視した県土利用」
「美しさを育てる県土利用」

第1部 県土利用をめぐる基本的条件の変化

県国土利用計画（第四次）の主な内容	現状
【人口減少の進行】 <ul style="list-style-type: none"> 国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成19年5月推計）によれば、本県の将来人口は平成27年には113.4万人、平成42年には100万人を割り込み97.9万人と予測されている。 65歳以上の老年人口割合は、平成27年には30.2%、平成42年には35.5%と予測されている。 	<p>○人口減少と高齢化は予測より進行している。</p> <p>〔県内人口〕 H17：1,216,181人 H22：1,268,924人 H27：1,123,891人 H30：1,089,805人 R元：1,077,057人</p> <p>〔高齢化率〕 H17：25.5% H22：27.6% H27：30.8% H30：32.9% R元：33.4%</p>
【世帯数の減少】 <ul style="list-style-type: none"> 世帯数については、これまで増加を続けていたが、今後減少すると予測されている。 	<p>○世帯数は、まだ増加が続いている。</p> <p>〔世帯数〕 H17：386,728世帯 H22：388,608世帯 H27：393,396世帯 H30：398,519世帯 R元：400,164世帯</p>
【中心市街地の空洞化】 <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地では空き店舗や空き地が増加し、中心市街地のかつての賑わいは薄れてきている。 	<p>○中心市街地の活性化や空き店舗対策はしているが、市町村の中心部では空き家等が増加し、人口密度も減少しているなど、中心市街地を含む中心部の賑わいは薄れていると考えられる。</p> <p>〔県内DID区域における人口密度の低下〕 ・H17：4,435人/km² H27：4,226人/km² ※DID区域：人口密度が5,000人以上となる地域</p> <p>〔R元県土利用政策課が実施した市町村アンケート〕 ・中心部やその周辺で空き家等の増加が課題：25市町村 ・中心市街地等の停滞・衰退が課題：18市町村</p> <p>（参考） 〔中心市街地活性化基本計画を策定し、内閣府の認定を受け中心市街地の活性化に取り組んだ自治体〕 ・山形市、酒田市、鶴岡市、上山市、長井市</p> <p>〔県では、まちづくり計画の策定や計画に基づく事業の実行、空き店舗対策等を支援する補助金を創設し、市町村の取組みを支援〕</p>
【農地の管理水準の低下】 <ul style="list-style-type: none"> 後継者不足等により県内の耕作放棄地が増加しており、適正な農業生産活動及び農地の保全を通じて発揮される多面的機能低下が懸念される。 	<p>○農業従事者の高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地が増加しているなど、国土の保全や水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念される。</p> <p>〔耕作放棄地の面積〕 H22 7,443ha H27 8,372ha</p> <p>〔耕作放棄地のある農家(世帯)数〕 H22 13,833戸 H27 14,252戸</p> <p>〔農業農村の有する多面的機能とは〕 ・国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能</p>
【森林の管理水準の低下】 <ul style="list-style-type: none"> 森林については、木材価格の低迷や担い手不足により、適切に管理されない森林、林齢の高い森林が増加しつつある。 加えて、病虫害被害等の拡大により、森林の持つ多面的機能である自然災害の防止や水源のかん養機能等の低下、生態系への影響が危惧される。 	<p>○木材価格や林業就業者数が近年横ばいで推移している中、森林所有者の高齢化や世代交代等により、適切に管理されない森林が増加している。加えて松くい虫被害等の要因も重なり、自然災害の防止や水源のかん養機能等の多面的機能の低下や、生態系への影響が危惧されている。</p> <p>〔木材価格〕 ・木材価格は横ばいで推移 丸太（中） H22：12,200円/m³→H30：12,400円/m³ 製材品（柱） H22：51,700円/m³→H30：56,100円/m³ ・県産木材を使用した住宅の支援、大型集材工場の誘致など、木材の需要拡大施策を実施</p> <p>〔林業就業者数〕 ・長期的には減少傾向であるが、近年は1,100人前後と横ばいで推移 【施策目標値：1,300人(R5)】</p> <p>〔松くい虫被害〕 近年被害の著しい庄内海岸林の松くい虫被害は、平成28年にピークを迎え、現在も高水準の被害量が継続している。</p> <p>〔松くい虫被害量〕 ・庄内地方 H19：4,174m³ H28：23,031m³ H31：13,736m³ ・県全体（参考） H19：20,588m³ H28：26,519m³ H31：15,179m³</p>

<p>【広域交通網の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路等の幹線道路は着実に整備が進んでいるが、本県の高速道路供用率は平成21年末で50%にとどまり、全国平均73%、東北平均73%に比し低い状況にある。 	<p>○近隣県等との交流・連携を支える交通ネットワークとして、縦軸となる東北中央自動車道や日本海沿岸東北自動車道の供用が延長され、横軸となる地域高規格道路の整備などを進めた。</p> <p>○本県では高速道路の整備が進み、供用率はR元年度で76%まで向上しているが、全国平均88%、東北平均91%に比し低い状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県内高速道路供用延長 H20：171km → R元：259km ・東北中央自動車道（福島大笹生～米沢北）H29.11 開通（南陽高島～山形上山）H31.4 開通 ・日本海沿岸東北自動車道（温海～鶴岡間）がH24.3 開通 ・地域高規格道路である余目酒田道路の全線開通 など
<p>【自然災害の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨による土砂災害や冠水被害が発生し、県民生活に大きな影響を及ぼしている。 ・また、近年、本県周辺で被害を伴う規模の大きな地震が発生しており、大規模な地震災害への懸念が高まっている。 	<p>○平成23年3月に発生した東日本大震災においては、太平洋沿岸を中心に甚大な被害が発生した。近年は、全国的に大規模な地震や豪雨などの自然災害が頻発・激甚化し、本県においても、大きな災害をもたらす災害が相次いで発生している。</p> <p>[近年の自然災害]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年8月の最上・庄内地域を中心とする集中豪雨 ・令和元年6月の本県観測史上最大の震度6弱の山形県沖を震源とする地震 ・令和元年10月の台風第19号 ・令和2年7月の記録的大雨による最上川の氾濫
<p>【地球温暖化の進行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球規模での生態系の危機や天然資源枯渇の懸念など様々な環境問題が発生している中、特に地球温暖化の進行に伴う温室効果ガスの排出削減が急がれている。 	<p>○本県の年平均気温は、山形では100年あたり1.3℃、酒田では50年あたり1.2℃、新庄では50年あたり0.9℃の割合で上昇している。</p> <p>○本県の温室効果ガスの排出量は、東日本大震災以降の火力発電所の焼き増し等により増加傾向にあったが、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネ機器の普及等により減少傾向にある。</p> <p>[温室効果ガスの排出量]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2003（H15）年度 1,107万トンCO₂ ・2013（H25）年度 1,012万トンCO₂ ・2017（H29）年度 963万トンCO₂ <p>・近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。</p>
<p>【温室効果ガス排出削減への取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では環境対応型製品の生産やバイオディーゼル燃料の生産・活用、太陽光や風力発電、果樹剪定枝を原料としたバイオマス発電など、温室効果ガス排出削減への取組みが進められている。 	<p>○環境に配慮した行動の提唱・推進として、家庭、事業所及び自動車の各部門を中心に省エネ県民運動を展開した。</p> <p>○本県のエネルギー政策の基本方向である「山形県エネルギー戦略」（H24.3策定）に基づき、再生可能エネルギーの導入を促進した。また、環境関連産業の創出・育成として、リサイクル産業など環境関連産業の育成強化や市場の拡大を推進している。</p> <p>[主な取組み]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未利用県有地を活用した公募によるメガソーラー事業の展開 ・家庭・事業所、公共施設への再エネ設備導入への支援 ・木質バイオマス等熱利用設備導入への支援 ・リサイクル産業等の市場拡大の促進のため、リサイクルを進めるための研究や技術開発、施設整備に対する支援を実施

第2部 利用区分ごとの規模の目標と現況面積との比較（単位：km² %）

利用区分	基準年 (H19年) (A)	目標年(令和元年) ※平成30年データ					県計画目標値算出 の考え方	実績と計画の乖離 の理由
		計画 (B)	B/A (C)	実績 (D)	D/A (E)	実績と計画 の乖離 E-C		
農用地	1,250	1,180	94.4	1,179	94.3	△0.1	—	概ね目標どおり
農地	1,241	1,171	94.4	1,177	94.8	0.4	農地転用の鈍化により減少傾向が鈍化 (山形県農林水産振興計画(平成18年3月)の「耕地利用の見直し」による、目標年(H27)の耕地面積)	概ね目標どおり
(※1) 採草放牧地	9	9	100	2	22.2	△77.8	現状維持(H19面積を計上)	国の統計項目の変更等に伴う集計方法の見直しによる
森林	6,690	6,690	100	6,716	100.4	0.4	現状維持(H19面積を計上)	概ね目標どおり
(※2) 原野	9	9	100	29	322.2	222.2	現状維持(H19面積を計上)	国の統計項目の変更等に伴う集計方法の見直しによる
水面・河川・水路	248	250	100.8	255	102.8	2.0	水面：現状維持+今後完成するダム面積を加算 (H19面積+新設ダムの湛水面積を計上) 河川：すう勢(近年の値から回帰分析) 水路：すう勢(近年の値から回帰分析)	目標設定時にダム整備面積を過少評価したためと考えられる。 (横川ダム(平成20年)、長井ダム(平成23年)、留山川ダム(平成23年)が完成)
(※3) 道路	261	281	107.7	273	104.6	△3.1	一般道路：すう勢 (近年の値から回帰分析) 農道：現状維持(H19面積を計上) 林道：すう勢(近年の値から回帰分析)	道路予算削減により、推計ほど整備が進まなかったためと考えられる。 (県道路整備予算) H9～H19平均 397.1億円 H20～R1平均 107.5億円
宅地	281	291	103.6	291	103.6	—	—	目標どおり
住宅地	170	175	102.9	175	102.9	—	すう勢(近年の値から回帰分析)	目標どおり
工業用地	18	19	105.6	19	105.6	—	現状維持+整備見込みの工業団地面積を加算(H19面積+整備見込み面積を計上)	目標どおり
(※4) その他の宅地	93	97	104.3	97	104.3	—	すう勢(近年の値から回帰分析)	目標どおり
(※5) その他	584	623	106.7	580	99.3	△7.4	市街化圧力の低下により伸びが鈍化(県土面積から農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地の各面積を差し引いた面積)	採草放牧地と原野の推計方法の見直しの影響と考えられる
合計	9,323	9,324	100	9,323	100.0	—	—	目標どおり
(※6) 市街地	114	114	100	116	101.8	1.8	すう勢 (将来人口推計及びDID人口比率、DID人口密度から推計)	区画整理事業等の影響を受け、DID区域の面積が増加したと思われる。

- ※1「採草放牧地」は、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。
- ※2「原野」は、耕作の方法によらないで、雑草、灌木等の生育する土地。
- ※3「道路」は、一般道路並びに農道及び林道。
- ※4「その他の宅地」は、住宅地及び工業用地以外の宅地。事業所、店舗用地等。
- ※5「その他」は、公共施設用地(文教施設、公園等)、レクリエーション施設用地(ゴルフ場、スキー場等)、耕作放棄地等。
- ※6「市街地」は、国勢調査の定義による人口集中地区。DID 区域:人口密度が 40 人/ha 以上の国勢調査の調査区が集合し合計人口が 5,000 人以上となる地域

第3部 計画を達成するため必要な措置の概要

(1) 地域力を生み育てる県土利用

県国土利用計画（第四次）の主な内容	現状・成果
<p>【県内産物の価値を高める基盤の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で創られた農産物や製品、サービスなどの価値を一層高める基盤を整備・確保していく。 	<p>○道の駅の整備が進み、地域の特産品を販売したり、地域の産物や人・歴史・文化・風景など地域情報の提供等を通じ、人と地域の交流が促進され、産物を含む地域の魅力向上が図られている。</p> <p>〔最近の道の駅整備状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28.10 国道47号沿いに道の駅「しょうない」 ・H29.4 国道287号沿いに道の駅「川のみなと長井」 ・H30.4 主要地方道米沢高島沿いに道の駅「米沢」
<p>【社会資本の効率的な維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本の計画、建設、維持管理、改築、除却に至るまでを、管理主体を超えて計画的に行うアセットマネジメントシステムの導入を進める。 <p>※（注）アセットマネジメントシステム：社会資本を資産ととらえ、その劣化等を将来にわたり推測することにより、最も費用対効果の高い維持・管理や対策を行うための方法のこと。</p>	<p>○県では以下の計画を策定し、社会資本の維持管理の効率化や長寿命化を図っている。</p> <p>なお、橋梁の長寿命化について、市町村との連携も進め、研修・勉強会を実施し、各種基準や発注に関する資料や技術資料などを情報提供することによって、市町村に対する技術的支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H19 道路橋長寿命化修繕計画策定 ・H24 道路トンネル長寿命化基本方針策定 ・H30 横断歩道橋修繕計画策定 ・H30 シェッド・シェルター・大型カルバート修繕計画策定 ・R元 門型標識修繕計画策定
<p>【広域交通体系の整備・機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他地域との交流・連携の活発化につながる広域交通体系の整備や社会資本整備を契機とした交流・連携型の地域づくりを進める。 ・道路等の広域的な交通ネットワークの機能強化等を進める。 	<p>○高速道路の開通により、県内各地に様々な効果をもたらしている。（例えば、東北中央自動車道（福島大笹生～米沢北間）の開通により、本県と福島県の交流が拡大し、県内地域のイベントにおける観光客の増加や、遠方からの来訪割合の増加、沿線の工業団地への企業立地が年々進展している、など）</p> <p>○近隣県等との交流・連携を支える交通ネットワークとして、縦軸となる東北中央自動車道や日本海沿岸東北自動車道、横軸となる地域高規格道路の整備などを進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県内高速道路供用延長 H20：171km → R元：259km ・東北中央自動車道（福島大笹生～米沢北）H29.11 開通 （南陽高島～山形上山）H31.4 開通 ・日本海沿岸東北自動車道（温海～鶴岡間）がH24.3 開通 ・地域高規格道路である余目酒田道路の全線開通 など
<p>【高齢者等に配慮した公共施設等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の整備におけるユニバーサルデザインの視点から高齢者等の利用に配慮する。 	<p>○大規模な公共施設（建築物）の整備にあたっては、「高齢者障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき設計及び建築を実施している。</p> <p>〔「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月20日施行）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設、導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけている。
<p>【冬季間における道路や歩道の通行と安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季間における道路や歩道の除排雪、消雪、防雪対策による通行と安全の確保を図る。 	<p>○冬季間における道路の歩道の除雪や無散水消雪歩道の整備を進め、通行の安全を確保した。</p> <p>○要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の整備を重点的に進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道除雪延長（県管理道路） H20：999.0km → R元：1,222.0km ・無散水消雪歩道延長（県管理道路） H20：31.67km → R元：36.26km

(土地の有効利用の推進)

県国土利用計画（第四次）の主な内容	現状・成果
<p>【農用地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備推進 ・担い手への農用地の面的集積や農業生産法人等の多様な担い手の育成 ・出荷数量の拡大、安定確保を図り、農用地としての利用を維持・確保 	<p>○環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮計画を策定し、基盤整備を実施した地区数 H22年度：95地区 ⇒ R元年度：293地区 <p>○担い手への農地の集積・集約化や農地所有適格法人等の増加を図るなど多様な担い手の育成に向けた取組みを進めた。農業産出額は増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模5ha以上農家数 H22：4,124戸 ⇒ H27：4,542戸 ・担い手への農地集積率 H27：60.2% ⇒ H30：66.0% ・法人化している農業経営体数 H22：363 H27：528 ・農業産出額 H19：2,045億円 ⇒ H30：2,480億円

<p>【森林】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまがた緑環境税を活用した取り組み ・路網の整備 ・美しい景観やレクリエーション利用等総合的な利用 ・県産材の利用や木質バイオマスの利活用 	<p>○やまがた緑環境税を活用し、荒廃のおそれのある人工林や活用の低下している里山林の整備を進めた。また、国庫補助事業等を活用し、路網を整備するとともに、4つの県民の森を野外学習やレクリエーション等の場として利用している。</p> <p>○素材生産量は増加し、住宅、非住宅など民間建築物と公共建築物の木造化・木質化の推進や木質バイオマス発電施設への供給など、県産木材の利用拡大に向けた取り組みを進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〔林道・林業専用道開設〕：H20 から R 元まで 46.6 km 整備 ・〔素材生産量〕 H22：295 千³m → H30：505 千³m
<p>【水面・河川・水路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水・利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境に必要な水量と水質を確保 ・水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成 	<p>○洪水調節、河川環境の保全、かんがい用水、水道用水等の多目的ダム等を整備するとともに、広域河川事業を県内 14 河川で実施(R1)し、水系で一貫した計画的な整備を進め、生態系に配慮した川づくりにも努めている。</p> <p>○年 2 回の県民・河川海岸愛護デーには、多数の県民が参加しているなど、水辺空間と県民とのふれあいの場が形成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横川ダム(平成 20 年)、長井ダム(平成 23 年)、留山川ダム(平成 23 年)、最上小国川流水型ダム(令和 2 年) 治水専用 ・河川愛護活動認定延長 H20:196km ⇒ R 元:446km
<p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線類の地中化、道路緑化等による良好な道路景観の形成 ・ユニバーサルデザインの視点から人に優しい道路空間の整備 ・適切な修繕による道路の長寿命化 	<p>○電線の地中化を進め、良好な道路景観を形成するとともに、歩道整備において、セミフラット形式(車道と歩道の段差が少ない形式)を標準として整備を実施するなど、ユニバーサルデザインの視点から人に優しい道路空間を整備した。</p> <p>〔電線地中化延長(県施工街路事業)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H20 末：11.4km → R 元末：18.4km <p>○橋梁について 5 年に 1 回の点検を全橋梁で実施し、要修繕となった橋梁について、5 年以内の完了を目標として修繕を実施するなど、長寿命化を図っている。</p>
<p>【住宅地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた適正規模の宅地の供給 ・既存住宅ストックの有効活用や適切な維持管理による長寿命化、既存住宅の流通促進 ・低未利用地の活用等による市街地の再開発等の促進 	<p>○宅地の需要に応じた土地区画整理事業が実施され、宅地が供給されている。</p> <p>○空き家については、住宅リフォーム総合支援事業の支援対象に空き家を加え、また、利子補給制度の対象に中古住宅の購入・リフォームを追加するなど、空き家の有効活用や流通促進を図った。また中古住宅の劣化状況を把握するための検査費用に対する補助や、空き家をリノベーションして子育て世帯に提供する等の取り組みも実施している。</p> <p>○低未利用地等も活用する市街地再開発事業については、現在、山形市 1 地区、酒田市の 2 地区で実施している。また、空き地の解消等に寄与する優良建築物等整備事業については、鶴岡市の 1 地区で実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H19～R1 まで認可された土地区画整理事業 3 件 99.8ha ・R1 年度末で施行中の土地区画整理事業面積 98.2ha ・住宅リフォーム総合支援事業における空き家の支援件数 H27:48 件、H28:12 件、H29:17 件、H30:19 件、H31:17 件 ・利子補給制度の対象に中古住宅の購入・リフォーム件数 H29:2 戸、H30:3 戸、H31:7 戸 ・平成 27 年度から中古住宅の劣化状況を把握するための検査(インスペクション)費用に対する補助件数 H27:7 件、H28:44 件、H29:34 件、H30:78 件、H31:81 件 ・総合的な空き家対策支援事業として、上市市・鮭川村・遊佐町において空き家をリノベーションして子育て世帯に提供する取り組みを実施しているほか、住宅セーフティネット制度を活用し山形市で準学生寮プロジェクトを実施 ・市街地再開発事業は山形市七日町第 5 ブロック地区及び酒田市酒田駅前地区(H29 事業計画認可)、酒田市酒田中町二丁目地区(H30 事業計画認可)が事業実施中であり、優良建築物等整備事業は山形市七日町第 6 ブロック地区、鶴岡市本町一丁目地区が計画期間中に完了しており、鶴岡市本町一丁目 3 街区が事業実施中 <p>※優良建築物等整備事業： 市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るもので、国の制度要綱に基づく法定手続きに依らない事業。一定割合以上の空き地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備補助を行うもの。</p>
<p>【工業用地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業・物流インフラ等の整備促進 ・工業用地の需要に応じた整備 ・既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地の有効利用 	<p>○工業用地は需要に応じて整備されている。</p> <p>なお、県内の工場立地件数をみると、東北中央自動車道の整備促進に伴う立地環境の改善等により、2 年連続で 20 件を超えた(H30 及び R 元工場立地動向調査)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の産業団地 (R2.4 現在) ・団地数：86 箇所 ・工場用地面積：1,977.2ha (分譲率：93.9%)
<p>【低未利用地(耕作放棄地、空き地、空き店舗等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた新たな土地需要への優先的再利用 ・耕作放棄地の有効利用、環境や景観保全の観点から再耕地化、森林に転換 	<p>○空き地・空き家の有効活用や流通促進を図っているものの、空き家率は増加している。</p> <p>○農地の集積・集約化等による農地の有効活用を図っているものの、耕作放棄地は増加している。</p> <p>〔R1 県土利用政策課が実施した市町村アンケート〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の中心部で空き家等が増加している市町村：39 市町村 ・中心部が衰退している市町村：20 市町村 <p>〔空き家率の推移〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H15:9.6% ⇒ H30:12.1% <p>〔耕作放棄地の面積〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22:7,443ha ⇒ H27:8,372ha

(2) 安全・安心を確保する県土利用

県国土利用計画（第四次）の主な内容	現状・成果
<p>【県土の安全・安心を確保する施設整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和や土砂災害、洪水、地震、雪崩、火山噴火等への対応に配慮した適切な県土利用への誘導、県土保全施設の整備を推進する。 	<p>○「河川整備計画」を策定し、治水・利水と環境の調和のとれた河川整備を進め、土砂災害等危険箇所においては、砂防関係施設の整備を進めた。</p> <p>○土砂災害防止法に基づく区域指定により、災害に配慮した土地利用を推進したとともに、市町が立地適正化計画を策定する際においては、適切な住居地選択を誘導するため、発災時に災害リスクへ対応できる都市計画や土地利用計画の策定を指導している。</p> <p>〔河川整備計画の策定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 新井田川水系河川整備計画（平成19年7月） 赤川水系河川整備計画（平成25年3月） 月光川水系河川整備計画（平成30年11月） <p>〔土砂災害等危険箇所における砂防関係施設の整備状況〕（令和2年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> 土石流防止施設 全体 2,216箇所 整備率 25.0% 地すべり防止施設 全体 230箇所 整備率 31.3% 急傾斜地崩壊防止施設 全体 1,325箇所 整備率 24.2% 雪崩防止施設 全体 935箇所 整備率 1.7%
<p>【災害対応力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹的交通の代替性の確保、市街地等における災害に配慮した県土利用への誘導、県土保全施設や地域防災拠点の整備、諸機能の分散配置、危険区域についての情報の周知等を推進する。 	<p>○基幹的交通の代替性については、日本海沿岸東北自動車道や東北中央自動車道が整備され、国道7号や13号の代替機能を果たしている。</p> <p>○土砂災害防止法等の区域指定を通じて、住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転を促進したとともに、立地適正化計画の策定を通じ、災害に配慮した土地利用への誘導を行った。また治水施設、砂防施設等の整備を進めるとともに、ハザードマップにより危険地域の周知を図った。</p> <p>〔国道の代替機能を果たす高速道路の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> H23 日本海沿岸東北自動車道 あつみ温泉IC～鶴岡JCT開通(国道7号の代替路) H29 東北中央自動車道 福島大笹生IC～米沢北IC開通(国道13号の代替路) H31 東北中央自動車道 南陽高島IC～山形上山IC開通(国道13号の代替路) <p>〔ハザードマップの整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害ハザードマップ：土砂災害の危険性がある全市町村で整備 洪水ハザードマップ：R元末 22自治体で整備 火山防災マップ：鳥海山、蔵王山、吾妻山で整備 津波ハザードマップ：沿岸2市1町で整備
<p>【適切な森林管理等による県土の保全と安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 間伐等の森林の整備、保安林の計画的な指定と管理、治山施設の整備を進め、森林の管理水準の向上を図る。 路網の整備、県産材の利用、林業の担い手育成、森林管理への県民理解と参加等を図る。 	<p>○国庫補助事業ややまがた緑環境税等を活用し、路網の開設や間伐等の森林整備を実施するとともに高性能林業機械の導入を促進した。また、保安林の面積を拡大するとともに山地災害危険地区での治山施設の整備を進めた。</p> <p>○このほか、製材工場のJAS認定取得支援等による県産材の利用拡大、県立農林大学校林業経営学科の設置等による担い手の育成に取り組んだ。</p> <p>〔保安林面積〕</p> <ul style="list-style-type: none"> H19：67,472ha ⇒ R元：70,429ha <p>〔山地災害危険地区での治山施設の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> H20 からR元まで91地区で治山施設を整備 <p>〔国庫補助事業等を活用した路網の整備・開設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 林道・林業専用道開設：H20 からR元まで46.6km <p>〔事業者の高性能林業機械の保有台数〕</p> <ul style="list-style-type: none"> H22：82台→H30：154台 リース、レンタル支援を実施 <p>〔JAS製材品出荷量〕・H28：30千m³→H30：77千m³</p> <p>〔県立農林大学校林業経営学科の設置〕（H28.4）の卒業生</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内就職者数22人、森林施業プランナー育成数48人
<p>【防災対応力を高める情報提供の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒避難関連情報の適時・適切な提供、ハザードマップの作成や整備を促進する。 	<p>○平成24年度より、防災行政通信ネットワークの再整備をはじめとした情報伝達手段の整備を進めた。平成30年度末に改正された避難に関する5段階の「警戒レベル」について、市町村と連携し、住民に周知徹底するとともに、適切な判断のもと適時発令に努めた。</p> <p>○市町村や関係機関と連携し、洪水、土砂災害、津波、火山に関するハザードマップの作成を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害ハザードマップ：土砂災害の危険性がある全市町村で整備 洪水ハザードマップ：R元末 22自治体で整備 火山防災マップ：鳥海山、蔵王山、吾妻山で整備 津波ハザードマップ：沿岸2市1町で整備

(3) 循環と共生を重視した県土利用

県国土利用計画（第四次）の主な内容	現状・成果
<p>【再生可能エネルギーの活用等】</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオマスなどの未利用資源や太陽光などの再生可能エネルギーの活用など、それぞれの地域の特性に応じた低炭素化社会の形成に向けた取組みを進める。 	<p>○「山形県エネルギー戦略」(H24.3策定)に基づき、未利用県有地を活用したメガソーラー事業を展開するなど、太陽光・風力・水力等の再生可能エネルギーの導入を促進した。</p> <p>戦略の開発目標 101.5万kW(2030(R12)年度) これまでの開発量 55.8万kW(2019(R元)年度)</p> <p>【大規模事業の県内展開促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県主導の取組み(太陽光・風力・中小水力発電)の促進 未利用県有地を活用した公募によるメガソーラー事業の展開 風力発電の展開促進に向けた風況調査の実施 洋上風力発電の導入可能性の研究・検討 など <p>【地域分散型エネルギーの導入促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭・事業所、公共施設への再エネ設備導入への支援 エネルギー地産地消モデル推進事業の実施 地中熱、雪氷熱、温泉熱の利活用に向けた研究への支援や、木質バイオマス等熱利用設備導入への支援

<p>【二酸化炭素の排出・吸収源対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素の吸収源となる森林、都市等の緑の適切な保全・整備、県産木材の利用の推進を図る。 ・二酸化炭素排出源となる自家用車への過度な依存から、公共交通利用拡大への転換を図る。 	<p>○国庫補助事業ややまがた緑環境税等を活用し、間伐等の森林整備を実施し、森林の持つ多面的機能の維持増進を図った。</p> <p>○環境に配慮した行動の提唱・推進として、家庭、事業所及び自動車の各部門を中心に省エネ県民運動を展開した。</p> <p>(主な取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコ通勤・エコドライブの推進や次世代自動車の導入促進等を広く呼びかけ、自動車からの温室効果ガス排出抑制に向けた取組みを促進
<p>【農用地や森林の多面的機能の維持、水環境の保全等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地や森林の適切な維持管理による多面的機能の維持、水辺や水生生物の保全による河川・湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復等を通じ、水環境への負荷の低減を図る。 	<p>○国庫補助事業ややまがた緑環境税等を活用し、間伐等の森林整備を実施し、森林の有する多面的機能の維持増進を図った。</p> <p>○多面的機能支払交付金により、地域の共同活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮が図られている。</p> <p>○水環境については、生態系に配慮した川づくりに努めるとともに、水資源保全条例の適切な運用や、下水道の整備による公共用水域の水質改善、合併浄化槽による生活排水対策等により環境負荷の低減を図った。</p> <p>[多面的機能支払交付金による取組面積 (カバー率)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H19 : 64,104ha (51.9%) ⇒ R元 : 84,204ha (70.0%) <p>[中山間地域の農地保全に取り組む面積]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27 : 7,853ha H30 : 8,318ha
<p>【循環型社会構築に向けた取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制 (リデュース)、再使用 (リユース)、再生利用 (リサイクル) の3Rの推進、廃棄物の不法投棄等の防止に努める。 	<p>○ごみゼロやまがたの実現に向け、県民、NPO、事業者、行政の各主体の行動指針などを示すものとして、循環型社会形成推進計画を策定し、一層のごみ排出削減やリサイクルの推進に取り組んだ。</p> <p>○ごみ (一般廃棄物) については、街頭啓発活動、やまがた環境展の開催などを通じた啓発を行っており、リサイクル率はやや低下しているものの、排出量、最終処分量は減少している。</p> <p>○産業廃棄物については、適正処理に対する監督・指導を行うとともに、3R推進に係る研究開発や施設整備事業に対する補助等を行っており、建設業の活動増加を主な要因として排出量が増加したが、再生利用の促進により、リサイクル率は向上している。</p> <p>[ごみ (一般廃棄物)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量 (千トン) H21年度:416 ⇒ H26年度:408 ⇒ H30年度:391 ・リサイクル率 H21年度:19.6 ⇒ H26年度:19.0 ⇒ H30年度:18.2 ・最終処分量 (千トン) H21年度:48 ⇒ H26年度:45 ⇒ H30年度:35 <p>[産業廃棄物]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量 (千トン) H21年度:3,557 ⇒ H26年度:3,558 ⇒ H30年度:3,805 ・リサイクル率 H21年度:58.4 ⇒ H26年度:59.0 ⇒ H30年度:59.9 ・最終処分量 (千トン) H21年度:113 ⇒ H26年度:96 ⇒ H30年度:136
<p>【原生的な自然の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然や在来の野生動植物の生息する自然の行為規制等による保全 	<p>○国立公園、国定公園及び県立自然公園内ですぐれた風致景観を維持し、自然環境を保全するため、「特別保護地区」及び「特別地域」(約131,400ha)においては、土石の採取や工作物の設置等に対して、許可等の行為規制により適切に保全している。</p> <p>○自然環境を保全することが特に必要な区域において、県自然環境保全地域の指定を行い、生物の多様性の確保やその他の自然環境の適正な保全を図っている。</p>

(4) 美しさを育てる県土利用

県国土利用計画 (第四次) の主な内容	現状・成果
<p>【美しい景観の形成・保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美しい県土景観を形成するため、関係法や山形県景観条例、山形県屋外広告物条例による適切な規制・誘導を行う。 ・県が実施する土木その他の建設事業等における県公共事業景観形成基準への配慮のうえ行う。 ・景観の形成・保全等における県民、NPO、行政等の協働による取組み、眺望景観資産等を活用する地域づくり等を進めていく。 	<p>○景観法に基づき、景観行政団体 (県、一部市町村) が条例を定め、建築行為等の届出や勧告制度により適切に制限するとともに、景観重要構造物等の指定を行うなど、美しい景観の形成に努めた。</p> <p>○県では、景観条例に基づき、眺望景観資産や景観回廊の指定を行い、景観回廊で県、市町村、地域住民との連携や、地域における眺望景観資産を「おすすめビューポイント」に設定するなど、景観を活用した地域づくりを推進した。</p> <p>○一定規模以上の土木その他の建設事業については、県公共事業景観形成基準を適用させるなど景観形成に配慮した事業を実施した。</p> <p>[景観条例上の指定 (県)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H20～景観重要建造物2件 (H24最上白川砂防堰堤、H20旧最上橋) ・H21 景観回廊2件、(置賜景観回廊、庄内景観回廊) ・H21～H29 眺望景観資産9件 <p>[是正指導]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法条例 (H21～R元) 違反件数2,397件是正1,812件 (75.6%)
<p>【良好な環境を確保する緑地等の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音等の著しい交通施設等の周辺における緑地帯の設置や倉庫、事業所等の適切な施設の誘導、緩衝緑地の設置や用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。 	<p>○公園緑地は、良好な風致、景観を備えた地域環境を形成し、レクリエーションの場の提供や公害・災害の発生の緩和等多くの機能を有する施設であり、平成30年度末で1,641haの公園緑地を開設した。</p>

<p>【環境影響評価の実施による環境への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法及び山形県環境影響評価条例に基づき、事業の実施段階において環境影響評価を実施するとともに、公共事業等の検討段階において環境的側面の検討等により適切に環境に配慮する。 	<p>○山形県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価（環境アセスメント）を適切に実施している。</p> <p>〔環境影響評価（環境アセスメント）制度〕 土地の形状の変更や工作物の新設等の開発事業で、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものについて、事業者自らが環境影響について検討し、その結果を公表するとともに、広く市民や地方公共団体の意見を聴いて、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくとする制度</p>
--	--

(5) 県土利用の総合的マネジメントの推進

県国土利用計画（第四次）の主な内容	現状・成果
<p>【土地関係法令等の適切な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土利用計画法や都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等の土地関係規制法の適切な運用を図る。 	<p>○国土利用計画を基本とする土地利用基本計画においては、各個別法に基づく①都市地域、②農業地域、③森林地域、④自然公園地域、⑤自然保全地域の5地域について、地域を変更する際に、「土地利用調整会議」を開催し、土地利用の調整を行っている。</p> <p>なお、各地域に関する個別規制法については、関係機関において適切な運用が図られている。（例：都市計画法に基づく開発許可、農地法に基づく農地転用、森林法に基づく林地開発許可等）</p>
<p>【土地利用の転換】</p> <ul style="list-style-type: none"> 低未利用地の有効活用を通じた自然的土地利用の転換抑制や農用地の無秩序な転用を抑制するとともに、水源かん養、景観等に与える影響を踏まえた森林の利用転換を図る。大規模な土地利用転換については、十分な調査と調整を行い適正な土地利用を確保する。 	<p>○低未利用地を含む既成市街地を整備改善する市街地再開発事業の実施や、農振法の適切な運用による農用地の転用抑制（農業振興地域整備計画に定められた農用地域は原則農地転用不可）、森林法による保安林の指定や林地開発許可等の行為規制、土地利用基本計画による土地利用の調整等により、適切な土地利用の確保を図った。</p> <p>〔市街地再開発事業〕 ・山形市七日町第5ブロック地区及び酒田市酒田駅前地区（H29 事業計画認可） ・酒田市酒田中町二丁目地区（H30 事業計画認可）が事業実施中</p>
<p>【多様な主体による県土管理等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体がそれぞれの特徴を活かした様々な方法により県土の適正利用、適切な管理に参画する取組みを推進する。 	<p>○各分野において、さまざまな関係者や団体が、県土の利用・管理に参画した。</p> <p>○空き家・空き地の問題を様々な事業手法により解決し、良好な住環境の整備を図るNPO法人が登場した。 （鶴岡ランドバンク、上山ランドバンク）</p> <p>○地域森林計画により、民有林について、森林所有者や県、市町村、民間事業者等による適正な管理を図っている。</p> <p>〔森づくり活動への参加者数〕 ・H27:98,618人 H30:103,600人</p> <p>〔河川愛護活動団体数〕 ・H20:286団体 R1:518団体</p> <p>〔地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金による取組面積(カバー率)〕 ・H19 64,104ha(51.9%)⇒ R元 84,204ha(70.0%)</p> <p>〔地域森林計画の策定地域〕 ・県内全域をカバー(最上村山、置賜、庄内の3地域)</p>
<p>【国土調査等の実施・情報提供等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土調査、地価調査等の県土に関する基礎的な調査の推進、県民に調査結果をわかりやすく提供する。 県土に関する情報を適切に管理・分析し、県民にわかりやすく情報を提供する。 各種指標を活用し、県土利用を量的及び質的側面の双方から把握し、施策に反映する 	<p>○県の各部局においては、県土に関する調査を実施するとともに、統計情報を公表している。また、地価調査結果や地籍調査状況について、国のHPで公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地価調査（毎年7月1日現在）の実施、公表 森林界明確化の推進（森林整備地域活動支援交付金の活用） 「山形県の都市計画」をはじめ、各部局において、県土に関する統計情報を公表